

保護者の皆さんへ 就学援助制度のお知らせ

嵐山町では、経済的な理由によって就学困難な町内の小・中学校に通う児童生徒（令和8年度小学校入学者を含む）の保護者に対して、国の援助に関する法律に基づき、学用品費や学校給食費などの援助を行っています。

【援助を受けられる方】

- ★世帯構成・年収・家族の方の健康状態などにより、総合的に審査し受給者を決定します。
- ・現在生活保護を受けられている方（修学旅行費、医療費が支給となります。）・・・申請は不要です。
- ・生活保護を受けていないが、保護を必要とする状態にある方・・・申請が必要となります。
- ・その他、必要と認められる方（保護者の職業が不安定で生活状態が就学に影響を及ぼしていると認められる家庭など）・・・申請が必要となります。

【申し込み】～申請は毎年度必要です。就学援助受給申請書は、役場教育総務課または学校にあります。～

※ホームページからもダウンロードできます。

・「様式第1号就学援助受給申請書」に必要事項を記入し、通帳のコピーなど振込先指定口座がわかるもの（前年度受給者は不要）と一緒に封筒に入れ、令和8年3月16日（月）までに、学校または役場教育総務課に提出してください。締め切り後も隨時受け付けますが、途中認定は金額が減額となります。

- ・兄弟姉妹で小学校と中学校に就学している場合は、申請書を別々に提出してください。
- ・「様式第2号就学援助（新入学児童・生徒学用品準備費）受給申請書」（入学前支給）を提出されているご家庭についても、受給を希望される場合は、上記申請書の提出が必要となりますのでご注意ください。
- ・令和7年中の所得金額がわかるよう、給与所得者で年末調整をしている方以外は、町県民税申告または確定申告を済ませてから申請してください。
申告書の写しを提出する必要はありませんが、所得状況がわからないと認定となりませんのでご注意ください。

※令和8年1月1日現在、嵐山町外に住んでいた方は、住んでいた自治体が発行した、
令和7年中（令和7年1月～令和7年12月）の合計所得金額、控除額、扶養人数等が記載されている、
「令和8年度住民税課税（非課税）証明書」（自治体により証明書名称が異なります）が必要です。

【認定結果について】

- ・3月中に申請いただいた方の認定結果は7月頃にご通知する予定です。前年分の所得額が確定する時期が6月1日以降であるため、審査開始時期が6月以降となります。
- ・4月付けの申請者の方の認定は、例年7月以降に結果通知を差し上げることになりますのでご了承ください。



【支給内容】

援助費は年3回（7月・12月・3月の予定）に下記金額を分けて支給いたします。

(参考：令和7年度年間支給限度額です。)

費目	対象学年	小学校	中学校	支給方法	備考
① どちらか一方の支給となります。	学校給食費 小1、中3	56,700円	66,150円	給食センタ一口座へ振込み	
	小2～小6	59,400円	69,300円		
	中1～中2				
学用品費	全学年	11,630円	22,730円	指定口座に振込	
通学用品費	小2～小6	2,270円	2,270円		
	中2～中3				4月認定の新入生のみ支給
新入学児童生徒学用品費	小1、中1	57,060円	63,000円		
校外活動費 (宿泊なし)	全学年	限度額 1,600円	限度額 2,310円	各学校からの報告審査後、指定口座に振込 保護者負担分のみ	
校外活動費 (宿泊あり)	小5、中1	限度額 3,690円	限度額 6,210円		
修学旅行費	小6、中2	限度額 22,690円	限度額 60,910円		
生徒会費	全学年	限度額 4,650円	限度額 5,550円		
PTA会費	全学年	限度額 3,450円	限度額 4,260円		
スポーツ振興センター 保険掛金	全学年	限度額 460円	限度額 460円		
卒業アルバム代等	小6、中3	限度額 11,000円	限度額 10,000円		

※新入学児童生徒学用品準備費（入学前支給）と新入学児童生徒学用品費について

- ◎新入学児童生徒学用品準備費（入学前支給）を受給された場合には、入学後に新入学児童生徒学用品費の支給はありませんのでご注意ください。
- ◎入学新入学児童生徒学用品準備費（入学前支給）を申請されなかった、または申請したが非認定となり支給されなかった場合でも、今回の就学援助申請で認定された場合には、新入学児童生徒学用品費が支給（第1回支払い時・7月下旬予定）されます。

◎年度途中の認定者は通学用品費を支給します。

※【支給対象期間】について

- ◎申請日が3月末日までの方は4月1日（年度当初）からとなります。
- ◎申請日が4月以降の方は、教育委員会での審査日（支給認定日）の翌月からとなります。

※年度途中の認定者の支給額について

- ①：上記金額を月割した額に支給対象期間の月数を掛けた額が支給となります。
- ②：支給対象期間中の保護者負担分が対象となります。

お問い合わせ
嵐山町教育総務課
教育総務担当
TEL 0493-62-0823（直通）